

京丹波町役場本庁舎交流ラウンジ設置ピアノの運用基準

1 趣旨

本基準は京丹波町役場本庁舎交流ラウンジに設置するピアノを利用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

2 設置目的

誰もが気軽にピアノにふれ、演奏を楽しむ場を提供するとともに、音楽を通じて町民の繋がりを、地域の賑わいを生み出すことを目的とする。

3 設置場所

京丹波町役場本庁舎 1階交流ラウンジ内

4 設置ピアノ

YAMAHA アップライトピアノ

5 利用日時

月1回(不定期)、土日祝日のいずれか、午前11時から午後1時まで

6 利用方法

(1)ピアノの利用上の注意点

1. ピアノの上には、物を置かないこと。
2. 鍵盤へのアルコール除菌はしないこと。(乾いた手で演奏すること)

(2)演奏上の注意点

1. 基本的に、1人10分～15分程度の利用とすること。
2. 他に演奏を希望する人がいる場合は譲り合って利用すること。
3. 歌唱や他楽器との演奏はしないこと。(町が許可する場合は除く)
4. 同じ曲の繰り返しや、練習目的の演奏はしないこと。
5. でたらめ弾き、大音量、激しい曲の演奏はしないこと。
6. ピアノ蓋は固定とし、利用する際に状態を変えないこと。

(3)撮影上の注意点

1. 写真や動画を撮影する際は、演奏者の許可を得ることとし、周囲の人が映り込むことがないように注意すること。
2. 三脚等導線の妨げにならないよう配慮すること。

(4)演奏会等の注意点

1. 町の許可なくピアノを利用して演奏会を開くなど、特定の鑑賞者のために占用しないこと。

2. 上記に関することを SNS 等で事前告知しないこと。

(5) 営利目的での利用の禁止

1. 有形無形に関わらず、販売行為を行わないこと。

・演奏に対してお金を徴収する行為

2. 広告、宣伝、営業に関わる行為を行わないこと。

・自身に関わる演奏会のビラ、チラシ等の配布等

7 備品の損傷及び賠償について

故意若しくは過失により、ピアノ等の備品を損傷、または滅失した場合は、その損害を賠償すること。

8 その他

(1) 管理運営上支障があると認められた場合は、利用を断ることができる。

(2) SNS、YouTube 等でのトラブルには町は一切関与しない。